

## Client Alert

24 July 2017

### 目次

1. 国際商事調停とは
2. 国際商事調停の手続き
3. アジアにおける主な国際商事調停機関
4. 結論

## 国際仲裁アップデート No. 8

### 国際商事調停の利点

国際取引に関わる国内外の企業及び弁護士の間では、近年、裁判外紛争解決手続き（ADR）の一つである国際商事調停への注目が高まっています。

国際商事調停は、上手に利用すれば、相手方当事者とのビジネス上の関係を維持しながら紛争を解決することができる非常に信頼性のある方法です。また、調停を通じた和解により、費用や時間のかかりがちな仲裁や訴訟を回避することも可能です。

このように、国際商事調停は非常に優れた紛争解決方法である一方、仲裁や訴訟とは異なる性格を有しており、この点を十分に理解することが重要です。

そこで、本クライアントアラートでは、国際商事調停の特徴や手続きを概説するとともに、国際商事調停を行っているアジア地域の主な調停機関を紹介します。

### 1. 国際商事調停とは

調停は、中立・公平な第三者である調停人のサポートのもと、当事者が交渉によって和解による紛争解決を目指す紛争解決手続きです。この中でも、特に企業間の国際商事紛争の解決において利用されるものが一般的に国際商事調停といわれます。

国際商事調停には、調停機関を指定して行う機関調停のほか、調停機関には頼らずに行うアドホック調停があります。両者に共通する特徴は、次の通りです。

まず国際商事調停を利用するためには、紛争当事者らが調停を行う旨の合意をしなければなりません。この合意は、契約書の紛争解決条項に記載する方法のほか、紛争が発生した後に合意する方法でも可能です。この点は、仲裁を利用する場合や訴訟で特定の管轄地を指定する場合と同じです。

他方、国際商事調停と仲裁及び訴訟との一番の違いは、調停人の役割にあります。調停人は、和解を実現するために当事者間の話し合いを促進しますが、紛争について判断を下す権限を有しません。このため、たとえ調停人が自身の立場に共感的であったとしても、相手方当事者が納得しない限り、調停の目的は達成できません。当事者は、調停人を説得するのではなく、相手方当事者を説得して和解を実現しなければならず、この点において仲裁や訴訟との根本的な違いがあります。

次に、手続中のコミュニケーションは、基本的に、秘密かつ「without prejudice」（紛争が仲裁又は訴訟に進んだとしても証拠として使用されない）として扱われます。このため、国際商事調停では、仲裁や訴訟よりも、当事者間の率直な意見交換がなされがちです。

そして重要な点ですが、仲裁や訴訟とは異なり、当事者は基本的にはいつでも一方的に手続きを打ち切ることができます。このため、国際商事調停にお



ける和解の成否は、両当事者が、どの程度仲裁又は訴訟で敗訴するリスクを取るよりも妥協をしてでも和解しようと考えているかに大きく依存します。

なお、国際商事調停で成立した和解内容は、原則として契約上の効力しか有しません。和解内容に執行力を付与したい場合、当事者としては、そのような手続きを定める仲裁機関の規則に従い、仲裁廷に和解内容を仲裁判断として別途出してもらうことによって外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）に基づく執行力を付与する手段があります。日本商事仲裁協会（JCAA）や国際商業会議所（ICC）等、主な機関の規則ではその際の具体的な方法や条件等が定められています。

## 2. 国際商事調停の手続き

国際商事調停の典型的な手続きは、次の順で行われます。なお、通常、下記(2)の調停申立書の提出から調停期日まで少なくとも数か月以上の期間が必要です。以下のとおり、国際商事調停の手続きは、仲裁よりも非常に簡略な手続きとなっています。

### (1) 調停を行う旨の合意

まず最初に、国際商事調停を利用するためには、当事者がその旨の合意を行います。上述のとおり、これは契約書の紛争解決条項に記載する方法の他、紛争が発生した後合意する方法でも可能です。

### (2) 調停申立書の提出

次に、当事者の一方が、（調停機関が指定されていれば、その調停機関に対して）調停申立書を提出します。当該申立書は、通常、当事者及びその代理人の情報と連絡先、紛争の概要、調停手続きの基本的な内容等が記載された簡潔な形式です。

### (3) 調停人の選任

その後、合意内容（調停機関を指定した場合は、同機関の規則等）に従い、当事者が共同で調停人（通常は1名）を選任します。それができなかった場合、当該調停機関が調停人を選任します。

### (4) 国際商事調停の具体的手続きの合意

次に、当事者は、実施する国際商事調停の特徴や手続きを記載した、通常5～6頁程度の合意書面を作成します。同書面には、当事者及び調停人が署名します。同書面には、当事者による書面提出日や調停期日に関する具体的なスケジュールのほか、調停が終了する条件や費用の支払い等を含む様々な内容が記載されます。

### (5) ポジションペーパーの提出

さらに、各当事者は、ポジションペーパーと言われる簡略な主張書面を作成し、厳選した少量の書証と共に提出します。ポジションペーパーの提出は、



通常、国際商事調停の手続きを通して1回だけ調停期日の数週間前に行われます。

### (6) 調停期日

最後に、調停人と当事者とが和解交渉を行うための調停期日が開かれます。通常、同期日は1-2日程度で集中して行われます。調停期日では、各当事者による短いオープニングステートメントの後、当事者間の交渉が行われます。具体的には、調停人が各当事者との間でそれぞれ個別に非公開の会議を開き、両当事者間の意見の調整役を担います。このプロセスは、和解が成立するか調停人又は当事者が調停成立の見込みがないとしてその終了を希望すれば終了します。

## 3. アジアにおける主な国際商事調停機関

アジアにおいて国際商事調停を取り扱う主な機関は、次の通りです。

### (1) 日本商事仲裁協会 (JCAA)

JCAA は、仲裁に加えて、国際商事調停も取り扱っています。最新の規則は、2009年1月1日に施行されています。原則として、調停人の選任から原則3か月以内に手続きが終了するとされています。

JCAA の国際商事調停規則には、和解が成立した場合について、当事者の合意により、調停人がそのまま仲裁人となって和解内容を仲裁判断とすることができる旨が明記されています。また、JCAA の商事仲裁規則には、仲裁の開始後、仲裁手続きを停止して調停を行うことができる旨が定められています。調停が成立しなかった場合、仲裁手続きが再開します。

### (2) 国際商業会議所 (ICC)

フランスのパリに本部を有し、香港にもオフィスを有する ICC の紛争解決部門です。最新の規則は、2014年1月1日に施行されています。調停申立書の提出から調停の終了まで、平均4か月とされています。

紛争について仲裁手続き中に開始された調停において和解が成立した場合、当事者は、仲裁廷に対して、同意による仲裁判断 (consent award) を求めることができる旨が ICC の仲裁規則に記載されています。

### (3) シンガポール国際調停センター (SIMC)

2014年11月にシンガポールに新しく設立された調停機関です。最新の規則は2014年の設立時に施行されています。

同じくシンガポールに所在する仲裁機関であるシンガポール国際仲裁センター (SIAC) と共同して、Arb-Med-Arb (仲裁—調停—仲裁) と言われる特徴的な紛争解決手続きも提供しています。Arb-Med-Arb では、紛争は最初に SIAC の仲裁規則に従って仲裁に付されますが、その後、当事者は、調停手続きを通じて和解を試みなければなりません。和解が成立した場合、当該合意内容は合意による仲裁判断となり、和解が成立しなかった場合は、仲裁手続きが開始します。



本クライアントアラートに  
関するお問い合わせ先



武藤 佳昭  
パートナー  
03 6271 9451  
[yoshiaki.muto@bakermckenzie.com](mailto:yoshiaki.muto@bakermckenzie.com)

#### 4. 結論

国際商事調停は、必ずしも企業間で生じる全ての国際商事紛争に適した紛争解決手続きではありません。しかし、その簡略かつ柔軟な手続きから得られるメリットも多く、紛争について仲裁を開始する前に（又は場合によっては開始した後）、国際商事調停の利用を検討することには大きな価値があります。紛争解決に向けた戦略を練るにあたって、企業としては、当事者間又は弁護士間の任意での和解協議や、仲裁又は訴訟等の最終的解決手続きのほか、国際商事調停の利用を検討対象に含めることをお勧めします。



ジョエル・グリアー  
パートナー  
03 6271 9728  
[joel.greer@bakermckenzie.com](mailto:joel.greer@bakermckenzie.com)



吉田 武史  
シニア・アソシエイト  
03 6271 9723  
[takeshi.yoshida@bakermckenzie.com](mailto:takeshi.yoshida@bakermckenzie.com)



大森 裕一郎  
アソシエイト  
03 6271 9542  
[yuichiro.omori@bakermckenzie.com](mailto:yuichiro.omori@bakermckenzie.com)



ドミニク・シャーマン  
アソシエイト  
03 6271 9496  
[dominic.sharman@bakermckenzie.com](mailto:dominic.sharman@bakermckenzie.com)

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

ベーカー&マッケンジー法律事務所  
(外国法共同事業)

〒106-0032

東京都港区六本木 1-9-10

アークヒルズ仙石山森タワー28F

Tel 03 6271 9900

Fax 03 5549 7720

©2017 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジーインターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジーインターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所を指します。